
日本子ども社会学会 学会ニュース

第 31 号 (2016/5/15)

日本子ども社会学会 事務局・広報委員会
〒 152-0004 東京都目黒区鷹番三丁目 6 番 1 号 内外出版株式会社
FAX : 03-3712-3130 E-mail : jscs @ naigai-group.co.jp

目 次

第 23 回大会校から	・・・ 1	事務局から	・・・ 3
学会賞選考委員会から	・・・ 2	会員異動	・・・ 3
将来構想委員会から	・・・ 2		

第 23 回大会校から

第 23 回大会準備委員長 西本裕輝 (琉球大学)

第 23 回大会を下記の日程で開催いたします。おかげをもちまして発表申込件数は昨年を上回る 48 件となりました。他にラウンドテーブル 3 件、テーマセッション 2 件、公開シンポジウム 1 件となります。多くの皆様が大会に参加いただきますこと心よりお待ちしております。

1. 期日 2016 年 6 月 4 日 (土)・5 日 (日)
2. 会場 琉球大学 千原キャンパス 共通教育棟
3. 大会参加費 一般会員 : 4000 円 大学院生 (会員) : 3000 円
臨時 (当日) 会員 : 4000 円
4. 懇親会 6 月 4 日 (土) 琉球大学 中央食堂 18:00 ~
会費 一般会員 : 4000 円 大学院生 (会員) : 3000 円

5. 当日発表資料

レジュメ等の発表資料を配布される場合は、50 部以上ご用意ください。不足の場合、大会本部でのコピーはできません。学内及び近隣にコピーのできる場所はありません。

6. 昼食

4 日 (土) は学内食堂が営業しています。ただし、メニューは、限定されたものになりますので、ご了承下さい。

5 日 (日) は学内食堂が営業いたしません。大変恐縮ですが**各自お弁当を準備**いただきますようお願いいたします。なお参考までに周辺のコンビニや飲食店の地図を当日配布いたします。

7. 大会実行委員会

〒 903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 番地 (千原キャンパス)

琉球大学 大学教育センター 西本裕輝 宛

日本子ども社会学会 第 23 回大会実行委員会

E-mail hirokin@lab.u-ryukyu.ac.jp (西本裕輝)

電話及び FAX : 090-7448-7162 (西本携帯)

098-895-8742 (URGCC 推進支援室 : 担当古堅^{ふるげん}、宇江城^{うえしろ})

8. 発表要旨収録原稿の提出について

発表要旨収録原稿の提出は 5 月 6 日 (金) をもって終了しています。

<http://www.js-cs.jp/annuanmeeting2016/> 参照。

※ 要旨集録の pdf による配布について

要旨集録は従来通りの冊子の他、pdf ファイルでも配布いたします。日本子ども社会学会ホームページに 5 月 25 日頃に掲載する予定です。

学会当日は必要な方にのみ冊子の要旨集録を配布する予定ですので、ぜひ pdf ファイルをご利用ください。

学会賞選考委員会から

学会賞選考委員会では、平成 26 年 6 月 28 日に新設された学会賞選考の規定に関して若干の改定案を 4 月の理事会に提案し了承されました。その案を 6 月の大会時に提案いたします。そこで承認されれば、今年度の学会賞は改訂された規定で選考します。

その改定内容の主なことは、①「研究奨励賞」を著書の部と論文の部に分ける、②「子ども社会研究」の投稿掲載論文は自動エントリーとする、③推薦先を学会賞選考委員会にする、の 3 点です。

学会賞の推薦 (自己推薦もあり) の締め切りは毎年 10 月 31 日です (詳細は HP を御覧ください)。昨年の推薦はありませんでしたので、今年度の大会での表彰はありません。次回は、是非、多くの推薦をお願いします。

(学会賞選考委員会委員長・武内清)

将来構想委員会から

前回の学会ニュースでお知らせしていました学会理事の多選ルールについては、委員会での修正を経て、理事会でほぼ具体的な案がまとまりました。学会大会でみなさまのご承認をいただけるよう、努めたいと願っていますので、どうぞよろしくをお願いします。また、学際的な交流の場としての学会の活性化やさまざまな領域にわたる会員の増加についても、1 歩ずつではありますが、検討していきたいと考えていますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

(将来構想委員会委員長・細辻恵子)

事務局から

長期会費未納者の会員資格喪失について

2016年4月の理事会にて、3年を越えて会費が未納の場合は会員資格を失うことになりました。近年は長期の会費未納者についてもとくに資格喪失などの対応をしてきませんでした。それが学会会計の支出を増加させ、事務作業を繁雑にする要因にもなっていました。

この措置により、2013年度までの会費が未納の方は2017年3月末までに会費の納入がなければ会員資格を失うこととなります。

なお、会員資格を失った方が再入会される場合には、未納の会費を納入していただくこともあります。学会の財務状況や事務作業の繁雑さをご理解いただき、未納の方は、ぜひこの機会に会費を納入ください。